

市内障害福祉サービス事業所等 管理者様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和8年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について(通知)

日頃から本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では人員配置等の確認をするため、障害福祉サービス事業等における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(以下「体制届」という。)を毎年4月に提出していただくこととしております。

つきましては、令和8年度の体制届の取扱いについて下記のとおりとしますので、期限までに提出いただきますようお願いします。

記

1 対象事業所

加算等の変更の有無に関わらず、全ての事業所が対象です。

2 提出書類

(1) サービス種別ごとに、提出が必須の書類は下表のとおりです。

サービス種別	提出が必須の書類
全ての事業所	・適正な事業運営に関する確認・誓約書 ・勤務形態一覧表(標準様式4) ・職員名簿
療養介護	・人員配置体制に関する届出書(別紙4)
生活介護	・人員配置体制に関する届出書(別紙4)
就労移行支援	・就労定着率区分
就労継続支援A型	・評価点区分 ・評価点の公表について(就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書(市様式6)) ・生産活動収支報告書
就労継続支援B型	・平均工賃月額区分(※平均工賃月額に応じた報酬体系を選択している場合)※現時点で、厚労省より別紙が未出です、必ず最新の別紙を使用してください。 ・生産活動収支報告書
就労定着支援	・就労定着支援利用者数 ・就労定着率区分
共同生活援助	・事業実施状況等報告書(※日中サービス支援型のみ) ・地域連携推進推進会議の議事録及び施設訪問記録
児童発達支援	・未就学児等支援区分(市様式15) ・自己評価結果等の公表に係る届出書(別紙60)

放課後等デイサービス	・自己評価結果等の公表に係る届出書(別紙60)
保育所等訪問支援	・自己評価結果等の公表に係る届出書(別紙60)
障害者支援施設	・地域連携推進推進会議の議事録及び施設訪問記録

- (2) 上記(1)以外の加算等で、加算算定に応じて提出が必要な書類(「【年度当初】体制届提出書類チェック表」のとおり)
 ※使用する様式等については、必ず下記URLより最新の様式をダウンロードしてご使用ください。
 《加算の届出(年度当初)》
http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/13_kasan_taisei.html

3 提出方法

スマート申請により受け付けます。下記URLにサービス種別ごとのリンクを掲載しております。
 《加算の届出(年度当初)》
https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/13_kasan_taisei.html
 ※郵送での提出には応じられません。

4 提出期限

令和8年4月15日(水)23:59

※今回提出していただく加算等の算定は、令和8年4月1日サービス提供分より可能です。

5 届出に関する注意点

- (1) 報酬告示をご確認いただき、該当する加算・減算について漏れなく申請をお願いいたします。特に、従業者の入れ替わりや前年度利用者数の実績等により、算定する加算の区分等に変更が生じないか、必ず確認してください。
- (2) 管理者やサービス管理責任者等の変更の申請は、体制届では行うことはできません。下記URLより申請してください。
 《変更届》
https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_henkoutodoke.html
- (3) 体制届の提出書類として提示していないものであっても、運営指導、監査、会計検査等において、書類提出を求めることがあるため、加算等の算定要件を確認できる書類は事業所において保管してください。
- (4) 処遇改善加算の計画書の届出は、体制届ではなく、下記URLより届出してください。
 《処遇改善加算》
https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/reiwa_syogukaizen.html
- (5) 既に4月からの体制届を提出されている場合、申請済の加算も含めて改めて申請して下さい。
- (6) 体制届で算定した加算について、運営指導等で要件を満たしていないことが判明し、過誤調整を依頼する案件が増加しております。体制届のご提出にあたっては、報酬告示、留意事項通知等を十分ご確認ください。
- (7) 入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。提出いただいた書類に誤りや不備がある場合、補正や追加書類の提出を求めますが、対応いただけない場合、請求が返戻となる可能性がありますので、ご注意ください。
- (8) 申請内容が届出を行う変更または加算等の要件に該当しなかった場合や、申請内容と事実が明らかに事実と異なる場合は、虚偽またはその疑いがあると認められた場合

は、申請を却下するか、自立支援給付費等の返還等を求める場合があります。

6 留意事項

(1) 全サービス共通

ア 勤務形態一覧表について、原則標準様式を使用してください。また、予定/実績の別は予定を選択し、記載する期間はいずれを選択しても問題ありません。

イ 人員配置体制に関する届出書における延べ利用人数において、単なる利用人数を記載されている場合がありますので、下記例を参考の上、記載願います。

〔例〕3人の利用者が15日／月サービスを利用した場合、 $3人 \times 15日 = 45人$ が延べ利用人数となります。

(2) 居宅系サービス

ア 特定事業所加算については、毎年度届出が必要です。期限までに届出がない場合は、加算無しで登録することがあります。

重度訪問介護について、特定事業所加算に係る届出書のうち、体制要件の⑦については、「現に深夜帯にサービスを提供している」必要があります。「現に深夜帯にサービスを提供している」とは、前月の実績において、夜間、深夜早朝の時間帯についてもサービス提供がされている必要があります。

イ 令和6年度報酬改定において居宅介護及び行動援護の特定事業所加算の加算の要件に「重度障害児(重症心身障害児、医療的ケア児)への対応」が追加されましたが、令和6年3月31日時点で特定事業所加算を算定している事業については、3年間の従前の例によることができるという経過措置を設けられています。しかし、経過措置は令和9年3月31日で終了するためご注意ください。

ウ 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日で廃止されます。それまでに、行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修)を修了する必要があります。

(3) 日中活動系サービス

令和6年度報酬改定により延長された、食事提供体制加算は令和9年3月31日をもって廃止される予定です。

(4) 就労移行支援体制加算の取扱いについて

ア 算定可能となる年間の就職者数は、事業所の定員数を上限とする。

イ 過去3年間で算定実績がある利用者については算定不可。

ウ 個人事業主などの雇用契約に基づかない利用者は算定不可。

エ 雇用期間が6か月に満たない契約であって、かつ更新の定めがないもの(日雇い等を含む)については、雇用の継続性が認められないため算定不可。

ただし、労働条件改善を目的とした転職支援等により、離職後1か月以内に再就職し、前後の雇用期間を通算して6か月に達した者等については算定可能。

(5) 就労継続支援B型

令和8年度報酬改定における基本報酬区分の基準の見直しにより、令和6年度報酬改定の前後で区分が上がった事業所及び令和6年4月以降に指定を受けた事業所は6月から見直しの対象となる予定です。見直しの対象となる事業所については別紙のとおりですが、見直し対象であるか自主点検していただき、届出をお願いいたします。

令和8年度報酬改定の内容につきましては、下記「8 令和8年度報酬改定について」を確認してください。

※上記(4)及び(5)について、本通知の発出時点において厚生労働省より、最新の別紙様式が示されておりません。様式が公表され次第、改めてお知らせいたしますので、提出は

その際をお願いいたします。

(6) 就労継続支援事業所の生産活動収支報告書の提出について

従来、就労継続支援B型事業所の指定更新又は運営指導時に提出を求めていた「生産活動収支報告書」について、就労継続支援A型及びB型の全事業所を対象とすることといたします。つきましては、令和7年度分の生産活動収支報告書をご提出していただきますようお願いいたします。

「[就労支援事業会計の運用ガイドライン](#)」を参考の上、生産活動収支報告書を作成し、ご提出ください。

特に、就労継続支援B型については、工賃の一部に訓練等給付費を充て、平均工賃月額を高めることで、サービス費を高い区分で請求することは認められません。

生産活動収入から経費を除いた額から工賃を支払った場合の報酬区分で届出してください。

(7) 就労選択支援

就労アセスメント等に係る実績報告については別途お知らせします。

(8) 生活介護

医師を配置している場合（又は嘱託医）、勤務体制・形態一覧表にその旨記載してください。

(9) 共同生活援助

ア 勤務形態一覧表の作成に当たっては、夜間支援従事者の配置については、職種の欄で「世話人」を選択して夜勤日を塗りつぶすのではなく、プルダウンで夜間支援従事者を選択してください。なお、世話人と夜間支援従事者はあくまで別の職種となるため、世話人と夜間支援従事者としての時間を合算しても、当該従業者は常勤にはなりません。また、管理者は日中の従事が必要なため、夜間支援従事者にはなることはできません。

イ 令和7年度から地域連携推進推進会議の開催が義務化されております。加算の変更の有無にかかわらず、令和7年度に実施した会議の議事録及び施設訪問記録の提出が全事業所必要になります。地域連携推進推進会議の詳細につきましては下記URLより確認してください。

《地域連携推進会議》

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/chiikirenkeisuishinkaigi.html>

(10) 障害児通所支援

児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型の事業所は、スマート申請の「【年度当初】体制届(障害児通所支援・多機能型)」から届出してください。

(児童発達支援と放課後等デイサービスそれぞれで届出する必要はありません。)

その他の多機能型サービスは別途、各サービスの提出フォームから届出してください。

(11) 障害者支援施設

ア 令和7年度から地域連携推進推進会議の開催が義務化されております。加算の変更の有無にかかわらず、令和7年度に実施した会議の議事録及び施設訪問記録の提出が全事業所必要になります。地域連携推進推進会議の詳細につきましては下記URLより確認してください。

《地域連携推進会議》

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/chiikirenkeisuishinkaigi.html>

イ 令和6年度報酬改定により、指定障害者支援施設等は、すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認するよう運営基準に定められました。入所者の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、①地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること、②意向確認等に関する指針を作成することが必要です。上記①及び②の整備について、令和7年度までは努力義務でしたが、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、地域移行等意向確認体制未整備減算の対象となりますのでご注意ください。

《障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル》

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001514661.pdf>

7 報酬告示等

各加算の要件については、報酬告示及び留意事項通知等を参照してください。

【報酬告示等】

《厚生労働省HP》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

《こども家庭庁HP》

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

8 令和8年度報酬改定について

本通知の発出時点において、厚生労働省及びこども家庭庁より令和8年度報酬改定に関する通知等が示されておりません。後日、通知等が公表され次第、当課より改めてお知らせいたします。現時点で公表されている概要等については下記URLより確認してください。

《厚生労働省HP》

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html

9 指定就労継続支援B型における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について

既に通知しているとおり、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を 控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと等、条例に規定される事項を 遵 守していない場合は、令和9年4月1日以降、指定を更新いたしません。

詳細は下記URLより確認してください。

《指定就労継続支援B型における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について》

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/siteisidou/syuuroubyouken.html>

10 適正な事業運営に関する確認について

今回の届出では新たに「適正な事業運営に関する確認・誓約書」を提出していただきます。令和7年度には実務経験や資格が必要な職種に係る要件を偽った事業所に対し、取消し処分を行った事例が複数発生しておりますので、確認を徹底されるようお願いいたします。

11 お問い合わせ

・**電話での問い合わせには応じられません。**

・例年、加算の算定要件等に関する問い合わせを数多くいただいておりますが、報酬告示、留意事項通知、Q&A等を事前にご確認のうえお問い合わせいただきますようお願いいたします。

・お問い合わせに対しては順次回答しておりますが、数多くのお問い合わせをいただくことから回答に時間を要する場合があります。お問い合わせの際は時間に余裕をもってお問い合わせいただきますよう、ご協力願います。

・下記、URLより質問票(スマート申請)にて質問してください。

《スマート申請-質問票》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課指定指導担当係

TEL:211-2938 FAX:218-5181